

肱川流域治水対策 特別委員会 中間報告（要約）

委員長 宇都宮 宗康

当委員会は、平成25年10月4日の臨時会において設置されて以来、10度の委員会、2度の管内視察、そして2度の先進地視察を行い、肱川流域の治水、利水、環境の総合的な河川整備などについて調査、検討を行ってまいりました。

国及び県では平成16年5月に、肱川水系河川整備計画を策定し、関係機関が一体となって事業に取り組んでいるところであります。

そこで、まず、年度当初に、当該年度の事業概要、進捗状況について説明を受け、現状把握と治水事業の知識を深めました。

本整備計画の3本柱の1つである堤防整備などの河道の整備については、国の直轄区間である長浜・上老松地区において平成27年6月に宅地かさ上げなどの整備事業が完了し、現在、惣瀬地区、小長浜地区の堤防整備、東大洲地区などでの緊急輸送路整備などが進められ、今後、7カ所の暫定堤防のかさ上げや加世地区の堤防整備も予定されており、平成

39年度の事業完成を目指されておられます。また、愛媛県管理区間では平成28年6月に阿部板野工区の堤防が概成し、現在、上流4工区において事業が進められており、下流7工区においても順次計画されております。また、支流の久米川においても既設堤防のかさ上げが進められており、平成45年度の事業完成を目指されておられます。

当委員会としては、国管理区間と愛媛県管理区間の完成年度に6年もの開きがあることから、その期間短縮について強く要望しました。また、河床整正についても、県管理区間を含めた河川全般での、さらなる実施を求めました。

次に、山鳥坂ダム建設事業についてであります。

ダム建設の受け入れから既に30年以上が経過していることから、当委員会としても、早急な建設事業の推進と地域振興策並びに原子力災害の避難道路にもなっている付け替え県道の優先的な整備を要望したところであります。

次に、鹿野川ダム改造事業については、既にトンネル洪水吐以外の施設については運用が始められております。

トンネル洪水吐については、現地

視察及び状況把握のため委員会を開催してきたところであります。

また、平成27年1月には、京都府へ行政視察を行い、肱川の治水対策との比較、ダムと河道整備の役割分担、河川の地形的特性に応じた河道整備方法を選択する大切さを再確認いたしました。

次に、昨年5月末に国交省より発表された想定最大規模降雨の見直しについてであります。

当委員会では、委員会を開催し、国及び市より説明を受けましたが、発表内容を正しく理解し、防災意識を高めるような説明を地域住民に対して行っていたかどうか求めました。さらに、この想定最大規模降雨の見直しに関連して研究を進めるため、平成29年2月に茨城県鬼怒川へ行政視察を行いました。

この視察では、鬼怒川での治水対策事業の取り組みと肱川の一步先を進む水防災意識社会の再構築に向けた取り組みを学んだところであります。

そして、本年2月開催の委員会において、今までの調査、研究を踏まえ、肱川流域治水対策の課題を早急に解消するため、その推進に関する意見書を提出すべきとの結論に達し、当委員会において全会一致で提議

案が可決され、本年3月定例会において原案可決していただきました。

今後について、当委員会としては、肱川水系河川整備計画における各事業の促進、そして、さらなる市民の安全・安心の確保を図るため、引き続き調査、検討を行い、その実現に向けた対策を講じていくべきとの結論に達したところであります。

以上、肱川流域治水対策特別委員会の中間報告といたします。

議会改革調査 特別委員会 最終報告（要約）

委員長 榊田 和美

当委員会は、平成25年10月の初議会において設置されたもので、今日まで、前任期で設置されておりました、議会改革調査特別委員会の引継ぎ事項及び議会基本条例の制定について調査・検討を行ってきたところで、これまで、22回の委員会と2回の行政視察を実施してまいりました。

まず、条例整備・組織体制関係についてであります。

費用弁償、旅費の見直し及び政務活動費については、現状維持と決し、政治倫理条例の制定については、先